

## 19 使用料、手数料等の取扱い

### 『合併協定項目(案)』

#### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

##### (1) 小・中学校の給食方式及び給食費

現行を引き継ぎ、合併後、給食単価及びメニューの統一や食材の購入方法などを検討。

##### (2) コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設の運営形態及び使用料

設置経緯や各市町の実情が異なり、当面現行の管理運営を引き継ぐ。

また、同一形態の使用料は統合を検討。

#### 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

##### (1) 河川占用料及び採取料

##### (2) 下水道の受益者負担金

「負担金条例」、「分担金条例」を制定し、現在の負担区ごとの単価を引き継ぐ。

また、納付方法は年4回(納期は7月・9月・11月・1月)、5年間とするが、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用。

##### (3) し尿処理の収集手数料

リッター当たり5円(税込み)で統合。

##### (4) スポーツ施設の使用料

料金体系や減免基準の統合にあたり合併後5年程度の猶予を設けるが、速やかな検討に努める。

##### (5) 住民窓口の証明・交付手数料

戸籍関係の手数料は現行を引き継ぎ、住民票、印鑑登録などの手数料は再編。

#### 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

##### (1) 税証明手数料

白糠町の金額とする住宅家屋証明以外の手数料は釧路市に統合。

##### (2) 道路占有料

##### (3) 市町営住宅の入居資格及び使用料

使用料(家賃)規定は値上げとなる場合、合併に伴う算定基準の統合で使用者の急激な負担増を避けるため合併後4年程度の据え置きを行う。

##### (4) 下水道使用料

合併後5年程度で段階的に釧路市の使用料体系に統合。

また、新市の使用料体系に阿寒町の温泉水単価を含める。

##### (5) 水道料金

合併時に釧路市の料金体系に統一することを基本とするが、阿寒町の営業用料金体系の特殊性、給水原価等に十分配慮し別途段階的に補正。

また、新市の料金体系は財政状況並びに施設の更新・改修の必要性判断した上で浄水・送配水の効率的配置決定と事業実施計画を策定し、中長期的な財政収支計画に沿って決定。

なお、業務用給水装置の新設・改造に伴う負担金も釧路市の制度に統合。

##### (6) ごみ処理手数料

平成17年4月1日施行の釧路市の手数料で統合。

##### (7) 斎場・火葬場の使用料

#### 4 新市において廃止するもの

##### (1) 白糠町の責任技術者の指定登録手数料、排水設備検査手数料

#### 5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

##### (1) 町立幼稚園の入園料・保育料

新幼稚園振興計画を策定し、合併後2年程度で入園料及び保育料の統合や幼保一元化等の方向性を新市で検討。

##### (2) 保育料

当分の間は現行を引き継ぐが、認可、無認可の形態やサービスの相違点を調整し、方向性を新市で検討。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 釧路市動物園の施設及び入園料	08 - 06 - 01 - 01	

	(2) 港湾の施設使用料	08 - 08 - 03 - 02	
	(3) 釧路市営有料駐車場の使用料	09 - 01 - 07 - 02	
	(4) 釧路市の有料公園施設及び使用料	09 - 03 - 01 - 03	
	(5) 公営墓地の使用料	15 - 07 - 01 - 02	開設年次等の違いから各墓地の整備環境に差があり、現行を引き継ぐ
	(6) 小・中学校の給食方式及び給食費	16 - 03 - 02 - 01 【先行調整項目】	現行を引き継ぎ、合併後、地域事情に配慮し以下、ア～カの項目を検討 ア 給食単価、メニューの統一 イ 食材の購入方法 ウ センター方式への移行 エ 管理運営体制(直営・民営) オ 少子化の進展及び施設の老朽化への対応(改築及び再配置) カ 調理員定数の適正化
	(7) 白糠町縫別自然の家(「青少年行政関係施設」)の使用料及び利用	16 - 05 - 06 - 14	
	(8) 釧路市立博物館の入館料及び利用	16 - 06 - 01 - 02	
	(9) 釧路市立美術館の入館料及び利用	16 - 06 - 01 - 11	
	(10) 史跡北斗遺跡展示館の入場料及び利用	16 - 06 - 01 - 19	
	(11) 阿寒国際ツルセンター及びマリモ展示観察センター(「その他芸術・文化施設」)の使用料	16 - 06 - 01 - 23	
	(12) 福祉センターの使用料	17 - 01 - 02 - 02	合併1年程度で減免規定を統合
	(13) コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設の運営形態及び使用料	21 - 05 - 03 - 02	設置経緯や各市町の実情が異なり、当面現行の管理運営を引き継ぐ  同一形態の使用料は統合を検討
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 河川占用料及び採取料	08 - 02 - 01 - 05 【先行調整項目】	
	(2) 公園占用許可可及び占用料	09 - 03 - 01 - 04	合併後1年程度で統合を調整
	(3) 下水道の受益者負担金	10 - 02 - 01 - 02 【先行調整項目】	「負担金条例」、「分担金条例」を制定し、現在の負担区ごとの単価を引き継ぐ  納付方法は年4回(納期は7月・9月・11月・1月)、5年間とするが、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用  減免基準は釧路市の制度を基本に統合するが、地域の特殊性を考慮
	(4) 給水設備工事店の指定手数料	12 - 01 - 03 - 09	事業者指定要件を統合し、手数料は新規申請分から白糠町の制度に統合
	(5) し尿処理の収集手数料	14 - 02 - 01 - 02 【先行調整項目】	リッター当たり5円(税込み)で統合
	(6) 公民館及び公民館活動を担う社会教育施設の使用料	16 - 05 - 02 - 02	合併後2年程度で料金体系や減免基準を統合
	(7) 釧路市交流プラザさいわい、音別町体験学習センター(「その他社会教育施設」)の使用料及び利用	16 - 05 - 03 - 07	合併後3年程度で料金体系や減免基準を統合

	(8) 釧路市民文化会館及び音別町町民文化会館の使用料	16 - 06 - 01 - 14	合併後2年程度で料金体系や減免基準を統合
	(9) スポーツ施設の使用料	16 - 07 - 01 - 02 【先行調整項目】	料金体系や減免基準の統合にあたり合併後5年程度の猶予を設けるが、速やかな検討に努める
	(10) 鳥獣飼養許可手数料	20 - 02 - 03 - 11	
	(11) 漁港使用料	20 - 03 - 03 - 02	道条例に基づく使用料を引き継ぐ
	(12) 住民窓口の証明・交付手数料	21 - 03 - 01 - 03 【先行調整項目】	戸籍関係の手数料は現行を引き継ぎ、住民票、印鑑登録などの手数料は再編
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 税証明手数料(「使用料、手数料」)	06 - 01 - 01 - 11 【先行調整項目】	白糖町の金額とする住宅家屋証明以外の手数料は釧路市に統合
	(2) 道路占用料	08 - 01 - 04 - 03 【先行調整項目】	
	(3) 市町営住宅の入居資格及び使用料	08 - 04 - 01 - 02 【先行調整項目】	使用料(家賃)規定は値上げとなる場合、合併に伴う算定基準の統合で使用者の急激な負担増を避けるため合併後4年程度の据え置きを行う 敷金規定及び使用料減免規定は釧路市の基準をベースに統合
	(4) 下水道使用料	10 - 02 - 01 - 01 【先行調整項目】	合併後5年程度で段階的に釧路市の使用料体系に統合 新市の使用料体系に阿寒町の温泉水単価を含めることとし、消費税及び地方消費税(現行4% + 1% = 5%)は、合併時の税率で統一
	(5) 水道料金	12 - 05 - 01 - 01 【先行調整項目】	合併時に釧路市の料金体系に統一することを基本とするが、阿寒町の営業用料金体系の特殊性、給水原価等に十分配慮し別途段階的に補正 新市の料金体系は財政状況並びに施設の更新・改修の必要性判断した上で浄水・送配水の効率的配置決定と事業実施計画を策定し、中長期的な財政収支計画に沿って決定 業務用給水装置の新設・改造に伴う負担金も釧路市の制度に統合し、消費税及び地方消費税(現行4% + 1% = 5%)は、合併時の税率で統一
	(6) 給水装置工事等の水道関係手数料	12 - 05 - 01 - 03	
	(7) ごみ処理手数料	14 - 01 - 01 - 04 【先行調整項目】	平成17年4月1日施行の釧路市の手数料で統合
	(8) 斎場・火葬場の使用料	15 - 06 - 01 - 02 【先行調整項目】	
4 新市において廃止するもの	(1) 白糖町の責任技術者の指定登録手数料、排水設備検査手数料(「下水道関係手数料」)	10 - 02 - 01 - 03	
5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) 町立幼稚園の入園料・保育料	16 - 02 - 01 - 03 【先行調整項目】	新幼稚園振興計画を策定し、合併後2年程度で入園料及び保育料の統合や幼保一元化等の方向性を新市で検討
	(2) 保育料	17 - 05 - 03 - 01 【先行調整項目】	当分の間は現行を引き継ぐが、認可、無認可の形態やサービスの相違点を調整し、方向性を新市で検討